

指導行政のポイント

私立学校と学校週5日制

菱村 幸彦

先ごろ学校週5日制の全面実施を前にして、文部科学省は私立学校における学校週5日制の実施状況を発表した。

法令上は私学に強制できない

それによれば、平成14年度から学校週5日制を実施する私立学校は、小学校で69.2%、中学校で43.4%、高校で58.9%にとどまっている。とくに、大都市圏の中高一貫教育を行っている進学校のほとんどが導入していない。

公立学校が例外なしに一齐に学校週5日制になるのに、なぜ私立学校はならないことが許されるのか。公立学校関係者には、なんとも納得がいかないのではないか。

じつは現行の教育法制は、私立学校に学校週5日制を強制できない仕組みになっている。学校教育法施行規則をみると、公立学校の休業日については、

国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日および土曜日、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日、と定めている(47条)。

ところが、私立学校の休業日については、「当該学校の学則で定める」(47条の2)とのみならず、休業日をどう定めるかは、私立学校の主体的判断に委ねられている。私立学校が学校週5日制を実施しなくても、法令違反とはならないわけだ。

こうした法制は、私学の「教育の自由」に由来する。19世紀中頃までは、教育は私事性の思想を前提とする私教育体制であった。それが現代国家の成立とともに、国家が自ら教育事業の主体となって公教育制度を確立する。しかし、その過程において、教育の私事性の思想は、一部、家庭教育の自由と私学教育の自由として残る。

このことは、最高裁も「私学教育における自由は、限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である」(昭和51年5月21日、学力調査事件判決)と判示している。また、私立学校法は「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ」(1条)と規定している。

中教審も統一の実施を要請

学校週5日制は、公立学校だけを対象としたものではない。学校週5日制の実施方針を決めた中教審答申(平成8年)は、「学校週5日制の趣旨は、国公私立の各学校を通じて異なるものではなく、全国的に統一して実施することが望ましい」と提言している。

文部科学省は、これを受けて、平成10年と平成11年に文部科学省通知で私立学校に対して学校週5日制の実施を要請した。今回、学校週5日制の全面実施を前にして、文部科学省は、再度、各都道府県知事に対して「完全学校週5日制の実施」に関する事務次官通知を出し、私立学校における学校週5日制の実施を促している。

学校週5日制の趣旨は、「児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、『ゆとり』の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの『生きる力』をはぐくむ」(事務次官通知)ことにある。私立学校の関係者も、この趣旨には異存はないのではないか。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

最新刊！ 菱村 幸彦 著
学校経営と法律の接点 B6版 270頁 2625円

予約受付中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修‘02情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)